多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成28年度 第3回)

会 議 録

会	議名	平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第3回特別幹事会
В	時	平成28年12月27日(火) 午後1時30分~4時30分
場	所	東京自治会館 大会議室
出席者	委員	塚田・田渕・谷口・島津・水田・石井・大和田・ 小川(尾崎委員代理)・藤崎・橋本・櫻井・森田・元木
	説明者	特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ (更新・変更)特定非営利活動法人 エクセルシア (更新)特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第2こだま (更新)特定非営利活動法人 福祉移送サービスの会 (更新)特定非営利活動法人 協なの樹会 (更新)特定非営利活動法人 地域ケアネットワークゆいまぁる (更新)特定非営利活動法人 地域福祉ネット・結 (更新)特定非営利活動法人 生活支援グループ夢来夢来 (更新)社会福祉法人 幹福祉会 (更新)特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島 (更新)特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島 (更新)特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 (更新)特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 (更新)特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 (更新)特定非営利活動法人 向うらんせん (更新)特定非営利活動法人 がポートロ野 (更新)特定非営利活動法人 サポートロ野 (更新)特定非営利活動法人 サポートロ野 (更新)特定非営利活動法人 アアサービス (更新)特定非営利活動法人 バンディキャブゆづり葉 (更新)特定非営利活動法人 「大のアサービス (更新)特定非営利活動法人 「大のアサービス (更新)社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会 (更新)特定非営利活動法人 にあい福祉サービス (更新)
	事務局	福生市•国立市
欠席委員		秋山•阿部
議	題	1 開会 2 会議成立報告 3 資料の確認 4 会議運営上の確認事項について 5 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 6 その他

公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	4名
配付資料	事前配付資料 • 平成28年度第3回特別幹事会協議予定団体一覧 • 福祉有償運送更新登録申請団体要件確認表(23団体24件) • 自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(4団体4件) 机上配付資料 • 資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会第3回特別幹事会審査団体要件確認一覧表

【会長】 それでは定刻となりましたので、ただいまより、多摩地域福祉有償運送運営協議会第3回特別幹事会を開催させていただきます。皆様には年末のお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に添って進めさせていただきます。初めに次第の2、会議成立について、 事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、会議の成立についてご報告いたします。設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないことになっております。

本日は2名の委員からご欠席、1名の委員から代理出席のご連絡をいただいております。 委員15名中、代理出席も含めて13名の方にご出席をいただいておりますので、会議は 有効に成立していることをご報告いたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、次第の3、資料の確認を、事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局より配付資料についてご説明いたします。本日配付の資料は、多摩地域福祉有償運送運営協議会 第3回特別幹事会次第でございます。それから資料1、平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第3回特別幹事会審査団体要件確認一覧表でございます。このほかに、本日審査していただく各団体の要件確認表等を、事前にお送りしております。

資料の不足等はございませんでしょうか。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 続きまして次第の4、会議運営上の確認事項について、事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、

お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプがつきます。そうしましたら、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に 変更いたします。

また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議 の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっております。 会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっ ております。よろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして次第の5、運営協議会に協議申請されました事項の審査に入ります。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が、内容の確認をしております。全体的な内容及び資料1の一覧表のNo.1からNo.10までの各団体の申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局からご説明いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。 東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿 や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事務記録簿や苦情処理簿の配備等につきま しては、所管の自治体が確認しております。

重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守につきましては、各団体より 宣誓書の提出を受けております。

資料1をごらんいただけますでしょうか。A3判の審査団体要件確認一覧表でございます。更新登録申請が23団体24件、変更登録申請が4団体4件でございます。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保 管しておりますので、必要があればお申しつけください。

では、23団体 28 件のうち、No.1 から No.1 0 までの確認内容につきまして、説明いたします。

No.1、No.2は、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。運送主体の所在地の建物名称の変更は平成28年8月23日、使用車両の変更は平成28年6月3日に届け出済みでございます。また、運転者数、会員数に変更がございます。

No. 2 は運送対価以外の対価の変更協議になりますが、平成25年度第1回協議会で了

承いただいていた内容どおり変更をしていなかったため、改めて現在行われている対価に変更協議していただくものとなります。

No.3、調布市所管の特定非営利活動法人エクセルシアでございます。会員数に変更が ございます。

No. 4、小平市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。 運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.5、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No.6、清瀬市所管の特定非営利活動法人福祉移送サービスの会でございます。会員数に変更がございます。

No.7、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。代表者の変更は平成28年11月4日に届け出済みでございます。また運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No.8、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまぁるでございます。運送主体の所在地の変更は平成27年7月15日、事務所の所在地の変更は平成28年11月17日に届け出済みでございます。また運送の対価、運送の対価以外の対価、運転者数、会員数、損害保険に変更がございまいます。

No.9、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。運送 主体と事務所の所在地の変更は、平成28年7月25日に届け出済みでございます。また 運送の対価以外の対価、運転者の内訳、会員数、損害保険に変更がございます。

No.10、東久留米市所管の特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来でございます。運転者数、会員数に変更がございます。

N o. 1 から N o. 1 0 までは以上となります。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、最初の9団体10件を一括で審査に入りたいと思います。補足説明がございましたら、所管の各市からお願いいたします。

まず、みたかハンディキャブにつきまして、三鷹市からお願いいたします。

【三鷹市】 No.1、No.2、三鷹市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

今回ご審議いただきたい事案としましては、運送の対価以外の対価に係る変更、及び登録更新の2点にございます。

会議の次第と前後いたしますが、まずは変更についての説明をさせていただきたいと思います。当市団体におきましては、運送の対価は平成26年1月1日より変更を実施し、また運送の対価以外の対価のうちキャンセル料を、平成28年4月1日より実施したところでございます。これは平成25年8月6日にご協議いただきましたとおりの内容であり、これについて順次実施したところでございます。しかしながら、待機料、時間外料金、添乗料については結果的に実施しておりませんので、変更の協議の時期が今回の登録更新の協議と同時となってしまい、大変申しわけなく思っておりますが、登録更新とあわせて対価変更、待機料、時間外料金、添乗料について、これをなしとするという内容で、協議を申請させていただくものでございます。

なお同時協議となってしまいました登録の更新につきましては、これに係る変更点は事 務局からご説明いただきました内容のとおりでございます。

登録更新に際しましては、平成28年11月18日にみたかハンディキャブ事務所において、運行日誌等の記録を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、エクセルシアにつきまして、調布市からお願いいたします。

【調布市】 調布市でございます。着座にて説明させていただきます。

特定非営利活動法人エクセルシアにつきまして、前回更新時からの変更点は、事務局からご説明のとおりです。なお今月8日、団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や 使用車両の確認を行いました。適正な管理がなされている状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、地域福祉ネットワーク第2こだまにつきまして、小平市からお願いいたします。

なお、これ以降は着座で説明していただいて結構でございますので、よろしくお願いい たします。 【小平市】 No.4、小平市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月12日にNPO法人地域福祉ネットワーク第2こだま事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、ハンディキャブこまえにつきまして、狛江市からお願いいたします。

【狛江市】 No.5、狛江市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回からの変更点については、先ほど事務局からの説明のとおりでございます。運営状況でございますが、11月15日にハンディキャブこまえにおきまして、運営記録等書類、並びに使用車両について確認いたしましたところ、適正に管理、運営されておりました。

補足は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、福祉移送サービスの会及びぶなの樹会につきまして、清瀬市からお願いい たします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。No.6、No.7について、追加説明させていただきます。

まずNo.6につきましては、前回からの変更点は事務局説明のとおりです。

12月12日に当該団体の事務所に伺いまして、車両1台と運行記録簿等の関係書類を 点検し、適正な運行管理がされていることを確認いたしました。運転者につきましては、 健康診断を年2回受けていることを確認しております。また対面点呼につきましては、血 圧チェック、視力検査、運行前のストレッチの実施をしていることなども確認しておりま す。

またNo.7にまいりますけれども、前回からの変更点は事務局説明のとおりです。12月12日に当該団体の事務所に伺いまして、車両1台と運行記録簿等の関係書類を点検いたしまして、適正な運行管理がされていることを確認いたしました。運転者につきましては、健康診断を年1回受けていることを確認しております。また対面点呼につきましては、疾病確認、疲労確認、飲酒有無の確認を実施していることを確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、地域ケアネットワークゆいまぁる、地域福祉ネット・結、生活支援グループ夢来夢来につきまして、東久留米市からお願いいたします。

【東久留米市】 No.8、9、10、東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月6日に地域ケアネット ワークゆいまあるにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きまして、NPO法人地域福祉ネット・結につきましても、前回からの変更点は、事務局説明のとおりです。現地につきましては12月15日に訪問し、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きまして、特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来につきましても、前回からの変更点は、事務局説明のとおりです。現地確認につきましては、12月15日に訪問し、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

以上で9団体10件につきまして、補足の説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、 ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【委員】 まず、地域福祉ネットワーク第2こだまさんですけれども、利用者さんは前回と比べて34名から60名に増えていらっしゃると。運転者は減っています、車両は変わりませんということですけれども、この増えた利用者さんの移送に、減った運転者さんで補えるのかなというのが単純な疑問なのですけれど、そこら辺はどうされているのでしょうか。

【小平市】 小平市です。登録者の数が増えているが、車両3台で大丈夫かとのご質問ですけれど、会員は増えておりますが、使用頻度は週2日の方から、年に一、二回利用するという方とさまざまで、運営は問題なくできております。平均化すると、増えているわけではない形となっております。

以上です。

【委員】 わかりました。

同じことがハンディキャブこまえさんにも言えるのですが、利用者さんが増えていて、 運転者さんは2人減少されているということですけれども、ここも大丈夫なのですか。

以上でございます。

【委員】 わかりました。

あと、清瀬市の福祉移送サービスの会さんは、登録者、会員さんが59名ということで大分減っていらっしゃるのですが、もともと運転者さんは2名でやられているということですが、お一人の方を見させていただきますと79歳の運転協力者さんということで、あと49歳の方のお二人で、この59名の方の移送をできているのかということと、ちょっと79歳というと、人によってADLの状況は全然違います、加齢を重ねている方でもADLの状況が非常にいい方はたくさん知っておりますけれども、きょうなどもNHKの朝の番組を見ますと、運転をやめましたとかそのような話で、こういうこともあるのだなと思いました。ボランティアで一生懸命やっていただくのは構わないのですけれど、普通のボランティアと違いまして、人の命を後ろに乗せて走るボランティアなものですから、安全の担保がちゃんとされていませんと、ボランティアをやりたいという熱意だけでは済まないところがありますよね。そこら辺はきちんと、市としても見てこられたのかなということであります。この件をちょっと。

【会長】 よろしくお願いします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。ご指摘のとおり運転者が79歳ということで、市のほうでも事業者に対していろいろな確認をしてきたところでございます。先ほどご説明いたしましたように、年2回の健康診断を受けているということと、対面チェックなど、これも認知レベルなども確認いたしまして、大丈夫であるという判断で今は進めていただいているのですが、ただしご指摘のとおり79歳でございますので、新たに入りました49歳の方をメーンにいたしまして、助手席のほうで49歳の新しい方を指導していただくようなやり方で、進めているところでございます。今後、若い方を育てていただくという立場で、今、引き継ぎの形をとって進めていただいているところでございます。

以上でございます。

【委員】 今の説明ですと、59名全部を79歳の方がお一人でやられていて、新しく 入られた49歳の方は隣に乗っていらっしゃるということですから、59名の登録会員さ ん全てを、79歳の方が移送にかかわっていらっしゃるという理解でよろしいですか。

【清瀬市】 説明不足で申しわけございませんでした。全件をそれで賄っているかというとそうではなく、そういった方向で進めるよう努力しているということで、全件を全てということではございません。

以上です。

【委員】 では、79歳の方以外にどなたが運転されているのでしょうか。

【清瀬市】 79歳の方以外には、この49歳の方が運転してございます。

【委員】 いやいや、先ほどの説明だと、49歳の方は79歳の助手席に乗っていると おっしゃったではないですか。

【清瀬市】 79歳の方が助手席に乗っていて。

【委員】 そうなの。ちょっと待ってください。

【清瀬市】 指導の立場で……。

【委員】 ごめんなさい、私、聞き間違えました? 79歳の方の横に49歳の方が乗って、勉強されていると聞きましたけど、違いましたっけ。

【清瀬市】 申しわけありません。そうではございません。失礼しました。

【委員】 すみません。よく話がわからないので、団体の方にも聞きたいのですけれど、 いいですか。

【福祉移送サービスの会】 79歳の方は、助手席に座っています。

【委員】 そういうことですね。はい。79歳の方が助手席に座って、指導されている わけですよね。運転されている方を。

【福祉移送サービスの会】 はい。

【委員】 はい、わかりました。ごめんなさい、私、聞き間違えたのかもしれません。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにありますでしょうか。

【委員】 今、清瀬市さんは健康診断のことを語られていましたけれども、ほかのところでは、健康診断については触れられていない市もありました。

お願いしたいのは、もちろん健康診断をきちんと、年に2回なりやっていただくのは大

事なのですけれども、健康診断をやって50歳以上、もっと言えば70歳以上の方々が、何もないということはまずほとんどないと思うのです。何かしらの異常があって、血圧にしる、糖尿にしろ、それがきちんと通院されて、薬を定期的にきちんと飲んでいるのか、そこをしっかり確認していただかないと、ただ健康診断に行っていればいいということではないので、ここのところはしっかり確認していただきたい。そういう方々がきちんと安全運行できるというところで我々は理解しておりますので、各市町村、お願いしたいと思います。

以上です。

【委員】 重ねてよろしいですか。委員がおっしゃったのは、我々タクシーですと、大体年に2回ほど、乗務員は健康診断を受けます。それで引っかかりますと、何らかの紙が後ろに付いてきまして、ここに問題がありますと。ここを治さないと乗れませんよと医療機関が言ってくるのですね。管理者のほうも、あなたは血圧が高いですね、糖尿ですね、ああだこうだ、いろいろな個人の病気、病歴等がつまびらかになるわけですけれども、我々は全員、1人ずつ潰していきます。本当に運転に支障がないですかと。最後は、お医者さんに問題ないという診断書をいただいてきなさいという指導をします。こうしてタクシー会社は安全の担保をしていっていると。そこまで丁寧にやっているのに、NPOさん、ちゃんとやってますよねという話なのです。

【会長】 今、委員のほうからご意見が出ましたけれども、年1回あるいは2回、健康 診断は当然されていらっしゃると思うのですけれども、その場合、治療の必要があるとか、 何かしら異常が出ているような場合についての対応を、きちっとやっていただきたいとい う形でよろしいですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 やっていただいていると思うのですけれど、今後もしっかりやっていただき たいというお願いでございます。よろしいですか。

【委員】 1点、質問というか教えていただきたいのですけれど。東久留米市のゆいまあるさん、この個票で、旅客から収受する対価のところと次の利用料金表のところでちょっとわからないのですけれど、距離料金が走行距離1キロ当たり42円、そのほかに運転協力費515円と入っているのですが、なぜこういった形の考え方を取っているかということを、教えていただきたいというのと。

あと運転協力費の下に「移送テーマで介護保険該当ヘルプをご利用の方は運転協力費を

サービス(無料)」とあるのですけれど、こちらは介護保険事業証を持っているのかどうか。 ただ、その他の料金で1、介助料金で入っていませんで、この辺のところよくわからない のですが、2点になりますけれど、教えていただけるとありがたいのですが。前回もう承 認されているので、これでどうこうということではないのですけれど。

【ゆいまぁる】 お世話になっています。よろしくお願いいたします。

私ども、まず介護事業所という立場がございまして、ヘルパーステーションですとかケアマネジャー、デイサービス、そちらのほうがメーンでございます。うちの事業所に限らずケアマネジャーさんから、移送につながるけれどもその前に、例えばおうちに入ってお着がえの支度をしたり、ベッドから車いすに移乗してとか、前段階のホームヘルプが絡むようなとき、介護保険に絡むという解釈でケアプランに落としていただいています。

それと、時間料金との違いですか。

【委員】 距離料金と運転協力費の2つに分けているのですね。なぜこういうふうにされたのかということを、ちょっと教えていただけますか。

【ゆいまぁる】 距離料金と時間に分けている理由……。

【委員】 運転協力費ですね。運転協力費は定額制ですよね。

【ゆいまぁる】 はい。

【委員】 こういった形で分けられたという、現場実態みたいなものを反映されたので しょうけど、そこを教えていただけますか。

【ゆいまぁる】 運行協力費といいますのは、本当にちょっとした、出庫、帰庫30分もかからないようなちょっとした移送につきましては、結局時間といってもタイムレコーダーみたいなものを載せているわけではございませんから、30分を超える、超えないというような運行の仕方はなかなかできないのです。本当にその方の生活パターンで、プランを組んで利用していただいていますので、こういった近場でちょっとした支え合いのときには、かかった距離プラス、とはいえ、距離料金だけでは全く維持できませんので、そのベースとして515円の協力金で支えていただいていると、そういう考え方なのですけれども。

【委員】 大体わかります。はい。

そうすると、介護保険事業所もということは、通院等乗降介助でも使っているということですか。通院等乗降介助のほうは請求されているのでしょうか。

【ゆいまぁる】 あちらの単位のほうではないです。あちらは統計として。

【委員】 あくまでも、訪問介護の中の生活援助、身体。

【ゆいまぁる】 ええ、ケアプランで、あくまでもケアマネジャーが認めた場合に限りと。ケアマネジャーのケアプランが上位にございますので、そこからの依頼に応じてということで、実際ケアマネジャーに限らず、いろいろなケアマネジャーさんからの依頼で。ケアマネジャーは、担当者会議という会議の場が一番の合意形成の場ですので、そこで認められたもののみということになります。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 地域福祉ネットワーク第2こだまさんと、ゆいまぁるさんにまず質問ですが、 利用者の方が増えているということがあると思うのですが、特に要介護状態の方の利用者 が増えていると。具体的にどのような状況にある利用者の方が登録されていたり、例えば 単身生活で要介護になってしまった人であるとか、そういった方が増えているとか、そう いったことがあれば教えていただきたいのと、また増えたことによって、運行上、今困っ ていらっしゃるようなことがあるかどうか。そういったことをお伺いしたいというのが1 点あります。

もう1点は、ハンディキャブこまえさんにお伺いしたいのですけれど、以前お伺いしているかもしれないですが、運行管理責任者のところがダブル体制を敷かれている。これはほかの団体さんではないと思うのですが、どういったご事情からダブル体制を敷かれたか、教えていただければと思います。

【ゆいまぁる】 どういう利用者さんがということにつきましては、圧倒的に多いのが認知症の方、しかも日中身内の方がいらっしゃらない、もしくは全く身寄りがいらっしゃらないという方が増えていらっしゃいます。ご自分では通院に行くということすら、よくわかっていらっしゃらない方でも、ケアマネジャーさんからのオーダーでお迎えに行って、お連れしてみたいな、そういう方が増えてきて。ケアマネジャーとしては、極力どんどん、通院でなくて在宅の診療に切りかえるような努力はしておりますけれども、そういった認知症の方が増えているというところです。だから、職員の対応力を上げること、本人が行きたくないと言っても上手に通院にお連れするような、そういうスキルが求められています。

以上です。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 第2こだまです。認知症の方も増えているので

すけれども、独居の方、老老と言いますが、2人とも高齢者になって1人が要介護状態、あるいは2人とも要介護状態。それから、息子さん、娘さんがいるのだけれど結婚していない、日中は働いていてほとんどいないという方が、圧倒的に増えています。そういう方には、月に1回でも二月に1回でも病院に行きたいという場合は、できるだけ我々が案内するという形にしております。

ただほとんど、我々の場合も介護事業所ですので、今現在でも介護事業で50人以上利用しているわけです。ホームヘルプなど入れるともっと増えますので、そういうつながりで、お願いされた場合に案内しているということになります。

【ハンディキャブこまえ】 ハンディキャブこまえです。今の運行管理責任者の複数の問題ですが、福祉有償運送の制度になる以前から伝統的に、私どもは2人でやっていまして、正副という、書類上はそうなっていませんけれども、伝統的にそういう対応をしています。できる限り、運行会議というのを週1回やっているのですけれど、それを運行管理責任者、整備管理責任者、専従者、なるべく大勢の目でいろいろ見ていこうという、そんな観点です。

【会長】 よろしいですか。はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではNo.1からNo.10までの更新あるいは変更につきまして、特別幹事会では 了承ということで、協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それではそういった形で、協議会にかけさせていただきます。

ここで最初の9団体10件の審査が終了しました。

休憩を挟みまして、次の8団体10件の審査がございます。この部屋の時計で20分から、次の審査を再開させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは休憩をとらせていただきます。

(休憩)

【会長】 それでは、休憩が5分ほど延びてしまいましたが、再開させていただきます。 引き続きましてNo.11からNo.20までの申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 それではNo.11からNo.20までの申請についてご説明い

たします。

No.11、立川市所管の社会福祉法人幹福祉会でございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No.12、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でございます。会員数に変更がございます。

No.13、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。使用車両については、平成28年8月18日に届け出済みでございます。また運送の対価、運送の対価以外の対価、運転者の内訳、会員数に変更がございます。

No. 14、15、国分寺市所管の社会福祉法人けやきの杜でございます。代表者の変更につきましては、平成 26 年 8 月 29 日に届け出済みとなっております。また運転者数、会員数に変更がございます。No. 15 で、運送対価以外の対価について変更協議となります。

No.16、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。 運送の対価、運転者数、会員数に変更がございます。

No.17、東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。会員数、損害保険に変更がございます。

No.18、八王子市所管の特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうでございます。 会員数、損害保険に変更がございます。

No.19、20、八王子市所管の特定非営利活動法人八王子移動サービスネットワークでございます。使用車両の変更につきましては平成28年10月8日に届け出済みでございます。また運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.20は、運送対価以外の対価について変更協議となります。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それではNo.11からNo.20の8団体10件を、一括で審査に入ります。 補足説明がございましたら、所管の各市からお願いいたします。

まず幹福祉会につきまして、立川市からお願いいたします。

【立川市】 No.11、立川市です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の更新に伴いまして、前回からの変更点につきましては、ただいま特別幹事会事務 局の説明のとおりでございます。なお先月、11月18日に社会福祉法人幹福祉会の事務 所におきまして、運営の状況や運行記録簿等の書類を確認しております。またあわせて使 用車両につきましても確認を行いまして、適正に管理、運営されております状況を報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、自立生活センター・昭島につきまして、昭島市からお願いいたします。

【昭島市】 No.12、昭島市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。1 2月12日に自立生活センター・昭島の事務所を訪問いたしました。運行記録簿等書類の確認、及び2台の車両につきましても確認させていただき、適正に管理、運営されている状況を確認してございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、国分寺ハンディキャブ運営委員会、けやきの杜につきまして、国分寺市からお願いいたします。

【国分寺市】 国分寺市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

No.13のハンディキャブでございます。前回からの変更点につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。また12月15日に、当該法人の事務所におきまして運行記録簿等の書類の確認、使用車両についても確認いたしまして、適正に管理、運営されている状況を確認してございます。

No.14のけやきの杜でございます。前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。12月14日に当該法人の事務所におきまして、同じく運行記録簿等の書類の確認、使用車両についても確認いたしまして、適正に管理、運営されている状況を確認してございます。

No.15のけやきの杜の変更についてでございます。運送の対価の変更につきましては、 事務局の説明のとおり、消費税率の引き上げに係る部分についての変更となります。これ は平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う分でございまして、本来でしたらその 際に変更の申請をするべきところ、失念していたものでございます。消費税率の引き上げ に係る案件につきましては当時、全事業者に関係することでございますので、市の担当か らも申請の確認をしたところでございますが、法人側の担当者の異動等により引き継ぎが 円滑に行われず、このような事態となってしまいました。大変申しわけございませんでし た。

今回の更新申請におきましてそのことがわかりましたが、今後はこのようなことがないように、法人側では、担当者の異動の際はしっかり引き継ぎを行うことを確認しております。また市といたしましても、漏れがないように十分に気をつけてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、自立生活センター・東大和、ゆうらんせんにつきまして、東大和市からお 願いいたします。

【東大和市】 東大和市です。どうぞよろしくお願いいたします。

No.16、自立生活センター・東大和についてでございます。前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。市では、平成28年11月28日に自立生活センター・東大和におきまして、運行記録簿等の書類並びに使用車両について確認しましたところ、適正に管理、運営されておりました。

補足としては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、No.17、ゆうらんせんです。こちらについても、前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。同じく11月28日にゆうらんせんの事務所において、運行記録簿等の書類並びに使用車両について確認しましたところ、適正に管理、運営されておりました。

補足としては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、福祉サービスハウスゆう、八王子移動サービスネットワークにつきまして、 八王子市からお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

まずNo.18、特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうについてご説明いたします。 前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月8日に特定非営利活動 法人福祉サービスハウスゆう事務所において、運行記録簿等の書類を確認いたしました。 使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただ きます。

続いてNo.19、特定非営利活動法人八王子移動サービスネットワークでございます。 前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月12日に、特定非営利 活動法人八王子移動サービスネットワーク事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

No.20の八王子移動サービスネットワークについて、運送の対価以外の対価変更につきまして、補足説明がございます。本来であれば、前回更新時の平成25年度の運営協議会において協議すべきでしたが、これまで諮ることなく本日に至っておりました。要因といたしましては、平成25年度の登録更新時における市の調査不足ということでございます。そのため団体が車いす乗降支援による料金収受の事実を、市では把握できておりませんでした。今回の調査でこれがわかったということでございます。急な協議の追加となりましたこと、まことに申しわけございませんでした。深くおわび申し上げます。

この乗降支援による料金収受につきましては、運転以外に生じる負担に対する対価ということで設定したということを、団体に確認しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

以上で、8団体10件について補足説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 よろしいですか。けやきの杜さんですけれども、前からも言っているとおり、 運転協力者の年齢なのですけれども、81歳の方がいらっしゃるということと、77歳の 方もいらっしゃる、比較的高い年齢の方が目立つのですけれども、どのような形で移送に かかわっていらっしゃるのか、興味があります。そこら辺、ちょっとお聞かせいただけれ ばと思います。

以上です。

【会長】 お願いします。

【国分寺市】 国分寺市でございます。運行前の点検におきまして、顔色ですとか声かけをすることによって健康チェックをしておりますし、健康診断におきましても、個人で受けた診断につきまして結果を取り寄せるということをお願いしております。それで健康管理のほうをしております。

それから余談にはなりますけれども、81歳の方は元警察官ということがございまして、 交通法規にもたけ、ほかの方々の模範になるようなところもございまして、頼りにしてい るところでございます。ただ年齢のこともございますので、なるべく運行頻度といいます か、回数のほうは少し抑えるような形で工夫して、運行しているという状況でございます。 もし補足があれば、団体のほうからお願いしたいと思います。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

あと、続けて八王子移動サービスネットワークさんです。見させていただきますと、利用者さんの分布、身体状況、要介護度の会員数というのを見させていただきますと、要介護認定者の4、5の方はいらっしゃらないですね。比較的ADLの状況のいい方に、分布しているように見受けられます。この方たちはタクシーではだめなのでしょうかという話でして、この中に車いす利用者さんが何人いるのかなと思うところであります。

車両を見ますと、8ナンバーの車が1台と5ナンバーの車両が2台ということでやっていらっしゃいますけれども、本当にこの装置を使う移送があるのかなというのが、ちょっと興味があるところで、そこら辺をちょっと聞きたいと思います。

【会長】 八王子市さん、よろしいですか。

【委員】 なぜタクシーではだめなのかという話です。

【八王子市】 八王子市でございます。こちらの分布の内容、確かに要介護4、5の方はあまりいらっしゃらないという状態ではあるのですけれども、やはり認知症の方が利用でいらっしゃるかと思います。そこでやはりどうしても、車いすの利用ではないのですが、認知症の方の利用ということで、この形態になっているかと考えております。

【委員】 認知症の方って、介護度はどれぐらい出ていらっしゃるのですか。

【八王子市】 要介護1から3までさまざまに、分布の中にはあるかと思うのですけれども、認知症の方がこの要介護度の中に何人いらっしゃるかということまでは、私どものほうでも把握はしておりません。申しわけございません。

【委員】 それなのに、なぜ認知症の方が多いからだという説明になるのですか。八王 子市といえばタクシー会社たくさんございまして、呼べばいくらでも来ます。なぜタクシ ーではだめなのでしょうかという質問です。

【八王子市】 タクシーでなぜだめなのかというお話でございますけれども、八王子市にもご指摘のとおりタクシー会社はたくさんございまして、ただ福祉タクシーという形で行っている事業者さんは1社でございます。やはりなかなかタクシーを利用するのが、困難なのかどうかというところはあるかと思うのですけれども、福祉タクシーとして利用できるのは1社という状況がございます。その中で、福祉有償運送のサービス、利用ができ

るということで、ケアマネジャーさん等から、あるいは地域包括支援センターからご紹介 いただいて、この福祉有償運送を利用されているのかなと、私どもでは考えております。

【委員】 私の質問の内容というのは、福祉タクシーがありませんと、事業者がいませんというお話だったのですけれど、リフト付の福祉タクシーの話をされていると思いますが、かなりの部分の方、ADLの状況のいい方は、セダン型の車に乗れるはずなのです、間違いなく。

何回も私はこの場で言っていると思いますけれど、どうしても車いすでなければだめだという方は、介護度3以降の方であろうと推測されます。3以降、4、5がいない団体なのに、車いすタクシーを持ち出されて車いす云々というのは、果たして市としてどういう見解なのか。また、先ほど言いました、認知症の方が多いのでこういうことになるのですというなら、認知症の方の割合はどうですかというと把握していませんと。これでは話にも何もならないですね。やはり市の方はちゃんとそこまで突っ込んで聞いておかないと、この場では陳腐な応答になってしまいますよね。どうでしょうか。そう思われませんか。

【八王子市】 申しわけございません。実際にそこまで詳細な部分を団体に確認できていないところで、市のほうできちんと把握していないところ、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

【委員】 今度の協議会までに、そこら辺勉強してもらったらどうでしょうか。

【会長】 協議会のところで、ちょっとお話しさせていただくという形でよろしいですか。

【委員】 そうですね、はい。

【委員】 行政の方ちょっとかわいそうなので当事者の方に、介助料金はどういうふうに使っているのか。この介助料金、30分以内600円と入っていますね。当事者団体の方に聞いていただけるとありがたいなと思いますが。今、いらっしゃいますか。

【八王子移動サービスネットワーク】 お答えします。原則的に移動サービスはドア・トゥ・ドアということになっておりますけれども、乗せるときは確かにドアなのですけれど、病院あるいは目的地に着きますと、ドアの前に置いておいてくるわけにもいきませんので、自分で車いすを動かせる方はそのままでよろしいのですが、ほとんど自分で車いすを動かせない、あまり年をとり過ぎているということもありますし、またうちの利用者の会に最初に入会された方も、うちも10年過ぎましたので、おじいちゃん、おばあちゃん、それぞれみんな年をとっておりますので、どうしてもドライバーが中まで送っていかなけ

ればならないということが、最近非常に多くなったのです。

それで要介護1、2、3というのは非常に軽いと思われるのですが、障害を持っている利用者も10人ぐらいはいるのです。この方たちは最初は、10年ほど前は私もドライバーをやっていましたけれど、その方たちもいよいよ自分では歩けなくなり、なおかつ知能障害のようになり、自分で車いすを動かせないという状況になってきたので、やむを得ず、ちょっと数字は変わったのかもしれません。

要介護1、2、3の中でも、病気というだけでなく、高齢者というだけでなく、病院に通っているうちに人工関節を入れたり何かしますと、必然的に自分で歩行させるということは、最近の人工関節はいいのですけれど古い人工関節の人は、もうほとんど障害者と同じような形になってしまっているのですね。これは我々がどうこうというよりも、利用者の人たちの要求に対応しているということになると思います。

【委員】 ちょっと今のお話を整理させていただくと、どうも院内介助のニーズがあるような感じが、病院の中に入って院内の介助までなさったりするか。

【八王子移動サービスネットワーク】 それは、当初介助ということで、介護ではないんです。介助としてここで承認をいただいたと思うのですが、実際に介助料金が30分で600円ということで設定していますけれども、そんなに長い時間ではないのです。本当に、車からおろしてから病院の中へ連れていって、小さな病院の場合には先生に渡す、大きな病院の場合には看護師さんに渡すというところまでですから、時間にすると10分から15分ぐらいしかかかっていないので、介助料600円もらってしまうというのはどうも気の毒だということで、今、100円というふうになっているのですね。

【委員】 わかりました。いずれにしても院内介助が必要だという方たちが多いということですね。その理由としては、人工関節などいろいろ、そういったオペもされてしまったもので歩行状態も悪いので、どうしても中まで付き添っているということですね。

【八王子移動サービスネットワーク】 そうです。

【委員】 すみません、あまり時間もありませんので、その辺のところ、今度ヒアリングしていただいて、また福祉有償運送運営協議会に反映させていただけたらと思うのですけれど、よろしいでしょうか。

ということで、よろしくお願いいたします。

【八王子市】 八王子市です。改めて団体のほうにもきちんとヒアリングさせていただきまして、運営協議会にまた改めて報告させていただきたいと思います。よろしくお願い

いたします。

【会長】 ほかにございますか。

【委員】 先ほどもお願いをしたのですけれども、今回の各自治体の方々、あまり運転者の健康診断についてあまり触れられていなかったのですけれども、要は健康診断は年2回やっていただくのが好ましいのですけれど、今、新聞報道等で高齢者の交通事故、重大事故が大変叫ばれていて、そういう防止という意味でも、見た目の健康ということだけでなく、まず健康診断をしっかり受けているか、その先、その健康診断でどういう指摘を受けているのか、その指摘によってきちんと通院されているのか、薬を定期的に飲んでいらっしゃるのか、そこまできちんと確認していただかないと、もし何かあったときに、結局市のほうで何もその辺の確認していないということになると、まずいということになりかねないと思いますので、ぜひその辺の確認はしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【会長】 今、第2部という形でNo.11からNo.20をやっているわけでございますけれども、No.1からNo.10の中でも今の話は出たところでございます。健康診断等受けられているのは当然だと思うのですけれど、そのままという形ではなく、治療等必要な場合についてはそういった対応も必ずやっていただくように、ということも含めまして、治療ですとか対応のほうをお願い申し上げるということで、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

【委員】 高齢者ドライバーへの対応ということについてですけれども、各団体やはり 規模の大きい、小さいということがあると思います。そういった医療的関係に強い団体も あれば、市民活動的に発足されたような団体で、そういった知識があまりないという団体 もあると思います。

ここで提案ですが、そういった高齢ドライバーの安全を担保するような取り組みを、先進的に行っているような団体さんもあるかと思うのです。そういったところがあれば、どういうふうにやっているのか、一度事務局のほうでも調べていただいて、そういった取り組みをこの場で皆さんに発表というか知らせていただければ、参考にできるものはどんどん取り入れてやっていけばいいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【会長】 今のお話は事務局のほうで承らせていただくという形で、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは今のご意見、ご質問を受けまして、No.11立川市の分から、No.18八王 子市の一部ですが、こちらにつきましては了承ということで、協議会にこのままお諮りし たいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それから、No. 19と20でございます。こちらにつきましては、認知症の 把握ですとか、介助料金の関係ですね、こういったものにつきまして、運営協議会におい てご説明いただくという、一部条件つきという形での了承とさせていただきたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

【委員】 利用者の状態像について。

【会長】 はい。それでは一部条件つきということで、No. 19と20は了承という形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この8団体10件の審査は終了いたしました。

今、3時でございますので、会議自体は大分、1部、2部が早く終了している状況がございまして、3部の本来の予定時間までかなりある関係もございまして、お時間がございますが、こちらの時計で3時15分まで休憩とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

【会長】 それでは、再開させていただきます。

休憩前に引き続きまして、No.21からNo.28までの申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 それではNo.21からNo.28までの申請について、事務局からご説明いたします。

No.21、22、八王子市、多摩市所管の特定非営利活動法人サポート日野でございます。運転者数、損害保険に変更がございます。また、八王子市分には会員数の変更もございます。

No. 23、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。代表者の変更につきましては、平成26年7月17日と平成28年8月1日に届け出済みございます。

No.24、25、青梅市所管の特定非営利活動法人青梅運行サービスでございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No. 25は、運送の対価についての変更協議となります。

No. 26、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいずみでございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No. 27、瑞穂町所管の社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会でございます。会員の内訳に変更がございます。

No.28、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険に変更がございます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それではNo.21からNo.28の6団体8件を一括で、審査に入ります。 補足説明がございましたら、所管の各市からお願いいたします。

まずサポート日野につきまして、八王子市からお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 21、特定非営利活動法人サポート日野についてご説明いたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

12月8日に特定非営利活動法人サポート日野事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、サポート日野とNo. 23ハンディキャブゆづり葉につきまして、多摩市からお願いいたします。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いいたします。

まずNo.22、サポート日野についての説明でございます。

前回からの変更点は、事務局からの説明のとおりでございます。

11月11日にサポート日野にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きましてNo.23、ハンディキャブゆづり葉でございます。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。 1 1 月 2 8 日にハンディキャブゆづり葉にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、 適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

次に、青梅運行サービスにつきまして、青梅市からお願いいたします。

【青梅市】 青梅市でございます。よろしくお願いいたします。

No.24、25、特定非営利活動法人青梅運行サービスにつきまして、説明させていただきます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。11月29日に青梅運行サービス事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営されておりますことを報告させていただきます。

No.25の対価の変更申請につきまして、補足させていただきます。当法人では、平成20年福祉有償運送を開始以来、利用料改定を行わずサービスの提供を行ってきました。当初は市内運行でも5キロを超える運行割合が非常に多く、遠距離の利用料金は負担軽減のために割安にし、近距離の料金を割高に設定してきました。近年は新規入会者の増加とともに、2ないし3キロの近距離の運行が増えてきました。さらに現行の運行利用料がわかりづらい、計算しづらいとの声を多くいただくようになりました。

このような状況を勘案し、当法人の利用料について、近距離から中長距離までフラット な料金体系とし、より利用しやすい、またわかりやすい料金体系への改定を図りたいとの ことであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、ケアサービスいずみにつきまして、福生市からお願いいたします。

【福生市】 福生市でございます。よろしくお願いいたします。

No.26、特定非営利活動法人ケアサービスいずみの説明でございます。前回申請からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。12月9日金曜日に特定非営利活動法人ケアサービスいずみ事務所において、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、瑞穂町社会福祉協議会、にあい福祉サービスにつきまして、瑞穂町からお 願いいたします。

【瑞穂町】 瑞穂町です。よろしくお願いいたします。

まずNo.27、瑞穂町社会福祉協議会です。補足についてはありません。事務局より説明いただいたとおりでございます。11月15日、瑞穂町社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認させていただき、適正に管理、運営されていることを確認いたしました。

続きまして、No. 28、NPO法人にあい福祉サービスです。11月28日、にあい福祉サービスにおきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両等についても確認させていただき、適正に管理、運営されていることを確認いたしました。

ここで、申しわけありません、使用車両につきまして、台数の変更がありました。要件確認表のNo.4のところでございますが、「変更の有無」の欄に変更届け出日の記入がありませんが、平成28年12月13日に、東京運輸支局長宛てに登録事項変更届け出を提出いたしまして、14日に受理されていることをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

以上で、6団体8件について補足説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等 ございましたらお願いいたします。

【委員】 サポート日野さんは、運送対象は八王子市が登録会員数が10名で、運転者が9名で車両が2台、多摩市は登録会員数は1人で、運転者が9名で車両が2台ということですが、要は日野市にもあるということですか。日野市でかなりメーンでやっていらっしゃるということですか。何かやけに登録会員数が少ないのですが。

【八王子市】 団体の所在地がもともと日野市にありまして、その中で八王子市の利用者と多摩市の利用者がいるという形でございます。日野市は単独で協議会をお持ちですので、こちらの協議の場には上がってきていないということでございます。基本的には日野市の利用者の方が大勢いらっしゃるのかなと思っております。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

【委員】 1つだけよろしいですか。誤解がなきようにというか、ちょっと話ですけれ

ども、青梅運行サービスさんは、有償運送の対価変更の協議依頼書というのを付けていらっしゃって、先ほどの行政の方の説明とは違って、1枚めくった一番最後のところに、サービスの考え方というのが団体の名前で載っているのですよね。これをよく読みますと、23区・武蔵野市・三鷹市の距離短縮の運賃に鑑みてというような内容が書いてあるのですけれども、多摩と23区・武蔵野・三鷹は、支局さん、よくご存じですけれども運賃のゾーンが違うのですね。23区・武三は1つ、それ以外で多摩全域というふうに、運賃が分かれて考えるようになっていまして、決して今回の距離短縮の運賃は、こちらにはまだ適用されておりませんので、それだけは誤解がないようにお願いしたいと思います。これが理由だと書いてあるので、ちょっとあれっと思ったのですけれど。

三多摩の営業区域をいいますと、北多摩、南多摩、西多摩というふうにあるのですけれども、運賃は1本なのです。ですから今のところ変更する申請は出ておりませんので、そこら辺はちょっと押さえておきたいということであります。

【会長】 青梅市さん、よろしいですか。そこはよく確認しておいていただきたいと思います。

【青梅市】 青梅市です。はい、確認しておきます。

【委員】 説明が、行政の方と違う内容が書いてあるものですから、ちょっと気になりました。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 先ほどもお願いをしたのですけれども、かなり団体によっては高齢のドライバーさんがいらっしゃいますけれども、要は、健康診断は年に2回ぐらい受けていらっしゃるかなと思いますけれども、先ほどからも健康診断を受けているという報告をされている自治体さんもありましたが、健康診断を受けていればいいということでなく、受けて必ず結果が出ますよね、その結果に基づいて、要は指摘されていればその指摘に基づいてきちんと、通院しているのか、薬を飲んでいるのか、定期的に病院へ行っているのかというところはきちんと把握していただかないと困るというところですので、その辺のチェックはしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】 恐れ入ります。先ほどお話がございました、武蔵野市・三鷹市等のタクシー料金の考え方と多摩のほうの違いというところで、書類の内容について誤謬があるというふうに考えられますので、こちらにつきましては次回の運営協議会までに、そこの部分を修正していただくという対応をしていただければと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

【青梅市】 青梅市ですが、修正をして協議にかけていただこうと思います。

【会長】 そういう形の対応をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

【委員】 この中の、間違ったことを書いていないのは真ん中のあたりです。行政の方と一緒のことを言っているのは、利用料金改定の趣旨というところですよね、ここはおっしゃったとおり、わかりにくいのでフラットな体系に改定を図りたいと、おっしゃっていましたよね。それは全くそのとおりなので、これを前面に出していただいたほうがよろしいという理解だと思います。

【会長】 はい、わかりました。では対応のほうを、そのようにお願いいたします。

(「はい」の声あり)

【会長】 ほかにございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

それではないようでございますので、No.21からNo.28の更新につきましては、青梅市さんには一部を申し上げましたけれども、その文言等について修正していただくという形で、条件つきというわけではございませんが、次回の運営協議会までにご準備いただくという形で、差しかえという形で対応していただければと思います。それを含めまして、No.21からNo.28までの更新・変更につきまして、特別幹事会では了承ということで協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で協議申請された団体の審査を全て終了いたしました。ありがとうございました。

次に、次第の6、その他について、事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 ただいまご了承いただきました案件につきましては、来月の運営協議会に特別幹事会会長より報告いただきまして、ご協議いただきます。よろしくお願いたします。

今後の予定でございますが、運営協議会事務局の国立市からお願いいたします。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局の国立市より、今後の予定をご提案させていただきます。

第2回運営協議会を1月31日火曜日に開催いたしたいと存じます。本日ご了承いただきました案件につきまして、ご協議いただきます。会場は本日と同じこちらの大会議室に

なりまして、開始時刻は午後2時からとなっております。運営協議会委員の皆様におかれましては、ご出席をよろしくお願いいたします。

なお本日、No.19、No.20、NPO法人八王子移動サービスネットワークにつきましては条件つきの了承となっておりますので、運営協議会におきまして詳細のご説明をいただくということで、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど事務局預かりとさせていただきました、高齢ドライバーの健康面などの安全確認の取り組み状況につきましては、75歳以上の運転者が登録しておられる各団体に対しまして、ヒアリング調査を行いたいと思っております。質問項目などにつきましては、改めて調整させていただきます。

そのヒアリング調査の結果を、次回の運営協議会の場におきましてご報告させていただ きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

ただいま運営協議会事務局より、次回の運営協議会のご提案がございましたが、委員の 皆様、ご都合はいかがでございましょうか。大丈夫でしょうか。よろしくお願いいたしま す。

それでは、本日は長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。 これをもちまして、第3回特別幹事会を閉会いたします。

ありがとうございました。

一 了 —